

報道関係各位

株式会社ファミリーマート  
凸版印刷株式会社

**ファミリーマートのお薬の店頭受け渡しサービス「ファミマシー」  
対象店舗を約 4,500 店舗に拡大**  
～電子処方箋の普及を見据え、ファミマの「ファミペイ決済」での薬代支払いが可能に～

株式会社ファミリーマート（本社：東京都港区、代表取締役社長：細見研介、以下 ファミリーマート）と、凸版印刷株式会社（本社：東京都文京区、代表取締役社長：磨 秀晴、以下 凸版印刷）の100%子会社である、おかぴファーマシーシステム株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役：倉重 達一郎、以下 おかぴファーマシー）は、ファミリーマートの店舗で処方薬を、送料/手数料無料で、最短翌日に受け取ることができるサービス「ファミマシー」の対象店舗を、2023年2月1日（水）から、埼玉県、千葉県、神奈川県を加えた1都3県約4,500店舗に拡大します。

## お薬の受け渡しサービス



 FamilyMart ×  とどくすり

### ■ 背景

ファミリーマートと凸版印刷は、医療アクセスの向上を目的に2022年5月26日より、東京都の約2,400店舗で処方薬のファミリーマート店頭受取サービス「ファミマシー」での協業を開始しています。

本取り組みを通じ、利用者からは「自宅近くや仕事の帰り道に、自分の好きなタイミングで、薬が受け取れて便利」という声が多数寄せられ、とどくすりの申し込みが増加しました。加えて、医療機関受診後にコンビニを利用するユーザーを取り込み、ファミマシーサービス利用者の60%以上が、医療機関の近隣店舗ではなく、自宅近くの店舗で受取られています。このたび、利用者にとって新たな利便性を確認できたことから、さらなる実用化に向けて、1都3県に対象店舗を拡大します。また、対象店舗が拡大し、電子処方箋のユーザーが増加することを見据え、2023年2月中を目途に、株式会社ファミマデジタルワゴンが提供する「ファミペイ」ととどくすりに対応可能となり、「ファミペイ決済」での薬代の支払いも可能になります。

### ■ サービス概要

本サービスは、とどくすり薬局の薬剤師による服薬指導を終えた処方薬を、最短翌日に送料/手数料無料でファミリーマート店舗にて、受け取ることができます。

本サービスを利用することで、調剤薬局に「処方せん」を直接持ち込む必要がなく、利用者のタイミングで24時間（※1）処方薬を受け取ることが可能になります。生活導線の中で処方薬を受け取ることが可能となり、利用者の治療継続に貢献していきます。

- ・サービス開始日：2023年2月1日（水）～
- ・対象店舗：東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県内のファミリーマート約4,500店舗
- ・提携薬局：とどくすり薬局
- ・サービスサイト URL：<https://www.family.co.jp/services/other/famimacy.html>

## ■ サービスの流れ



- ① とどくすりへの会員登録をします（会員登録が済んでいる場合はログインします）
- ② 受診された医療機関で「とどくすり利用希望」の旨を伝えます  
（処方せんは医療機関から薬局に送付されます）
- ③ マイページまたは申込画面から、受け取りを希望するファミリーマート店舗を選択します
- ④ 薬剤師から電話がありますので、処方薬の説明を受けます
- ⑤ 店舗へ処方せん薬が到着次第、受け取りに必要なバーコードがメール等で通知されます
- ⑥ レジで認証用バーコードを提示して受け取り、処方薬をご確認ください

## ■ 今後の方向性

今後両社は、サービスエリア拡大を含め、地域医療の支援に貢献していきます。また、2023年1月26日（木）から運用が開始される電子処方箋についても、対応を進めていきます。

以上

## <参考情報>

### ■ 処方せん薬宅配サービス「とどくすり」について

「とどくすり」は、Web サイトから調剤や配達に必要な情報を薬局に送信することで、電話やオンラインによる服薬指導を受けられ、送料/サービス料無料で医薬品を自宅で受け取ることができるサービスで、2020年3月より提供しています。（※2）薬局に向く必要が無いので、人前では相談しにくい方や薬局まで足を運ぶ時間が無い方でも、便利に処方薬を受け取り、服薬することが可能です。処方薬の調剤、電話や情報機器等を用いた服薬指導はおかびファーマシーが運営する「とどくすり薬局」の薬剤師や提携薬局の薬剤師が行います。

・「とどくすり」サービスサイト URL：<https://todokusuri.com/>

※1 店舗の営業時間に準じます。

※2 「とどくすり」は4月10日事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行

規則の一部を改正する省令（令和4年3月31日施行）に基づいて提供しています。同事務連絡および各種法令等の変更によりサービス内容は予告なく変更になる場合があります。